

# 省エネ適判対象物件の完了検査について



## 【省エネ計画に変更があった場合】

軽微な変更手続きが必要です（用途の変更など根本的な変更は計画変更が必要）。  
軽微な変更には下表のルートA B Cの3種類があります。

変更内容	軽微変更のルート	手続き時期と提出書類
省エネ性能が向上する変更	ルートA	<b>完了検査申請時に提出</b> ・ <a href="#">軽微な変更説明書</a> + 変更内容に係る添付図書
一定範囲内で省エネ性能が低下する変更	ルートB	
再計算によって基準適合が明らかな変更	ルートC	<b>完了検査予定日より前、これ以降変更がないと確定した時期（※1）</b> ・ <a href="#">軽微変更該当証明申請書</a> を提出し、軽微変更該当証明書の交付を受ける  <b>完了検査申請時に提出</b> ・ <a href="#">軽微な変更説明書</a> + 変更内容に係る添付図書 ・ 軽微変更該当証明書（省エネ適判機関により交付されたもの。 兵庫確認で交付した場合は添付不要です）

### ■各ルートの確認方法について

モデル建物法の場合は国土交通省が公開している『[各ルート判定一覧表](#)』にて事前にご確認ください。

参考）建築研究所『[軽微な変更の判断の仕方について](#)』

（※1）変更の内容によっては審査に時間を要しますので、変更が確定した場合は速やかに申請を頂きますようお願いいたします。